

# 富良野市合同墓のご案内



合同墓とは、お墓がない方、お墓があってもお墓を引き継ぐ方がいないなど富良野市にゆかりのある方が利用することができる合同のお墓です。

富良野市市民生活部コミュニティ推進課

(電話 0167-39-2311)

## ■利用にあたっての注意事項（重要事項です）

- 骨壺などから焼骨のみを取り出し、合同墓に納めていただきますので、一旦納骨した焼骨はお返しできません。親族でよくご相談のうえご利用ください。
- 生前予約（生前に、合同墓を利用したいという申し出・利用予約）はできません。
- 一度納付された使用料は返還できません。
- 納骨は、5月から11月の積雪期以外の友引を除く毎日、午前10時より午後4時までです。（使用申請のあった日の2日後以降となります）
- お参りはいつでもできます。（ただし降雪期の除雪は行っておりません）
- 様々な宗派の方が埋蔵されていますので、納骨時やお参りの際の宗教的行事・儀式はご遠慮ください。

### 1. 富良野市合同墓の概要

- 所在地 富良野市北扇山3 富良野墓地C 地区内
- 収容体数 1,500体（約50年間利用できることを想定しています）
- 使用料金 1体につき 17,000円  
※永代使用料となります。別途管理料などはかかりません。

### 2. 利用にあたって

- 1) 利用には本市の許可が必要です。
- 2) 合同墓は本市にゆかりのある方が利用できます。（下記3をご覧ください）
- 3) 納骨は、墓石の後ろにある納骨口から、焼骨のみを自ら埋蔵していただきます。
- 4) 焼骨以外の副葬品等は納めることができません。
- 5) 骨壺は火葬場にお持ちください。（合同墓納骨分のみ引き取ります）
- 6) 供物台、献花台はございません。供物、献花はお参りが終わりましたらお持ち帰りください。

### 3. 利用することができる方

| 現在の墳墓の状況  | 利用条件  |
|---|---|
| ①現在、富良野市営の墓地の使用の許可を受けていない方（他市町村の墓地、市内の寺院の墓地・納骨堂等を利用されている方も含みます） | 以下のすべてに該当する方<br>1. 申請される方と合同墓に埋蔵される方が親族等<br>2. 申請者又は埋蔵される方が本市に住所または本籍がある、又はあった方 |
| ②現在、富良野市営の一般墓地使用許可を受けている方                                       | 1. 使用許可を受けている本市の一般墓地を返還し、埋蔵されている焼骨を合同墓へ改葬する方                                    |

※富良野市営の一般墓地の返還については、原状回復（更地に戻すこと）が必要です。

#### 4. 申請に必要な書類等

**①から④は必須です。その他⑤に掲載している書類のうち該当するものが必要となります。**

|                 |   |
|-----------------|---|
| ①使用料金           | 焼骨 1 体につき 17,000 円  |
| ②申請者の身分<br>証明書  | 免許証、健康保険証など、公的機関が発行したもの。<br><b>※申請は必ず本人が来所してください。代理、郵送では申請できません。</b>  |
| ③印 鑑            | 申請者の印鑑（認印でも結構です）  |
| ④納骨する焼骨の<br>証明書 | (1) 焼骨を自宅に保管していたなど初めてお墓に入れる場合<br>・埋火葬証明書（火葬時に交付した書類）<br>(2) <b>すでに墓地、納骨堂にある焼骨を納骨する場合</b><br>・改葬許可書（墓地・納骨堂のある市区町村で発行してもらえます）   |
| ⑤その他必要な<br>書類   | (1) 富良野市営の一般墓地を返還し、合同墓に納骨する場合<br>・①～④の書類以外必要ありません。<br>(2) <b>その他の場合（焼骨を自宅に保管、または富良野市営以外の墓地、納骨堂に焼骨を納められている方）</b><br>申請者又は埋蔵される方が本市にゆかりのある方である証明書等（戸籍謄本、住民票、除籍謄本、附票などとなります。※詳細はお問合せください） <b>②の申請者の身分証明書で確認できる場合は不要です。</b> |

#### 5. 合同墓利用の流れ

- ・事前に利用の要件に該当するかコミュニティ推進課に確認をお願いします。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 申 請<br>(事前確認後となります) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記4の必要書類等を添えて、コミュニティ推進課窓口（市役所1階）で申請してください。その際、使用料金を納付していただきます。（カードなどは利用できません現金のみとなります）</li> <li>・受付は土日祝日、他年未年始などの市役所閉庁日を除く午前9時より午後4時までです。</li> </ul>   |
| 納骨日時<br>の決定         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に合同墓に納骨する日時を決めていただきます。（納骨は5月から11月の友引、降雪期を除く毎日、午前10時より午後4時まで、申請日より2日後以降）</li> <li><b>※友引は火葬場が休みのため、職員不在により利用できません。</b></li> </ul>  |
| 許可書の<br>交付          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きが終わりましたら、許可書を交付します。<b>許可書は納骨の際に必要です。（紛失すると納骨できませんのでご注意ください）</b></li> </ul>  |
| 納 骨 当 日             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・納骨日時に火葬場へお立ち寄りいただき、職員に許可書を提出してください。（許可書をお忘れの場合は納骨できません）</li> <li>・納骨は申請者又は親族で行っていただきます。（納骨口の開閉は職員が行います）</li> <li>・様々な宗派の方が埋蔵されていますので宗教的行事はご遠慮ください。<br/><b>※納骨日時は特別の事情のない限り変更できませんのでご注意ください。</b></li> </ul> |

